

同	和田 正勝	同	七二一番地	同
同	小林 肇	同	九四五番地	同
監事	藤本 博明	同	四一四番地	同
同	梶本 清吉	同	三六二番地	同
同	藤本 正造	同	四七〇番地	同

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、猿橋
 土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十三年九月二十日

一 退任

山梨県知事 天 野 建

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	藤本 長輝	大月市猿橋町藤崎九六二番地	平成十三年四月三十日
同	小林 恒雄	朝日小沢一〇四二番地	同
同	藤本 誠	藤崎四八七番地	同
同	長坂 孟	五六五番地	同
同	白須 五郎	伊良原二三番地	同
同	和田 正勝	藤崎七一一番地	同
同	梶本三千秋	猿橋一七五一番地一	同
同	知見 敬	小沢二六二六番地	同
同	小坂 一雄	猿橋八四番地	同
同	白川美千子	小沢八四五番地	同
同	小林 肇	藤崎九四五番地	同
監事	藤本 博明	四一四番地	同
同	梶本 清吉	三六二番地	同
同	藤本 正造	四七〇番地	同

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	藤本 長輝	大月市猿橋町藤崎九六二番地	平成十三年五月一日
同	小林 恒雄	朝日小沢一〇四二番地	同
同	藤本 誠	藤崎四八七番地	同
同	長坂 孟	五六五番地	同
同	白須 五郎	伊良原二三番地	同
同	和田 正勝	藤崎七一一番地	同
同	安藤 恵治	猿橋一七六二番地	同
同	知見 敬	小沢二六二六番地	同
同	加藤 宗光	猿橋一五七番地	同
同	白川美千子	小沢八四五番地	同
同	小林 肇	藤崎九四五番地	同
監事	藤本 林正	五二二番地	同
同	藤本 広元	四七二番地	同
同	藤本 高義	四七三番地	同

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十七号

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年九月二十日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十中央病院の項(3)中「生化学検査科、血液生理検査科、病理細胞検査科、微生物

物血清検査科」を「検体検査科、生理検査科、病理検査科」に改め、同項(6)を「周産期・救急看護科に勤務する看護婦、看護士、准看護婦、准看護士で人事委員会が調整を必要と認める者」に改める。

附則

この規則は、平成十三年九月二十三日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年九月二十日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

8 分俸介助手当は、職員給与条例第十一条に規定する給料の調整を受ける職員には支給しない。

附則

この規則は、平成十三年九月二十三日から施行する。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年九月十九日までとする。

平成十三年九月二十日

山梨県公安委員会

委員長 風間 善樹

型式の概要

山梨県公報 第十二百二十九号 平成十三年九月二十日

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種別及び区分	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR男の花道V	株式会社ソフィア	一〇〇三三〇〇
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	ファンキィダイナミックR	アルゼ株式会社	一四〇三三三一
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRがんばりマックス	株式会社ミズホ	一〇〇三三四六
株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目四番九号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	ファイアエレメン	株式会社エイベックス	一四〇三三一

山梨県公安委員会告示第三十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十三年九月二十日

山梨県公安委員会

委員長 風間 善樹

別表第三中

六七〇	県道 湖富線	南都留郡河口湖町大 六三番地丸尾富士 スバルイン料鳴金所 六から南留郡鳴金所 四番地山八、五 村大字富士山、終 土五番地ライ先、五 部五まで(二、三、 〇メートル)	除車に両びヤ、クスク、型ス路車 く、両下並軽ハシ、ロマバ、線 を山び車及イ、タバイス大	の時日月か日月三平 間ま二二ら〇一年成 で四〇同時一八	富士 吉田	平成一三年六月七 日告示第三号
-----	-----------	--	---	-----------------------------------	----------	--------------------

六七〇	県道 湖富線	南都留郡河口湖町大 六三番地丸尾富士 スバルイン料鳴金所 六から南留郡鳴金所 四番地山八、五 村大字富士山、終 土五番地ライ先、五 部五まで(二、三、 〇メートル)	除車に両びヤ、クスク、型ス路車 く、両下並軽ハシ、ロマバ、線 を山び車及イ、タバイス大	の時日月か日月三平 間ま二二ら〇一年成 で四〇同時一八	富士 吉田	平成一三年六月七 日告示第三号
-----	-----------	--	---	-----------------------------------	----------	--------------------

に改める。
別表第十中

四、七八六	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、〇五 九番地の先(内藤健一方西方)	二	葦崎	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八五	国道五 二号	葦崎市竜岡町下条南割二二三番 地の先(秋山内科クリニツク 北東角交差点)	一	葦崎	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八四	市道	葦崎市藤井町駒井一、九一二番 地の先(葦崎北東小学校正門前交 差点)	一	葦崎	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八三	峡道 昇仙線	葦崎市藤井町南下条四三番地先 (株)葦崎スイミングスクール北 側交差点)	二	葦崎	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八二	国道一 四号	葦崎市藤井町北下条一、三二四 番地の先(東京エレクトロン(株)葦 崎寮研修センター西方丁字路交 差点)	二	葦崎	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八一	県道若 草双葉 線	中巨摩郡白根町上今諏訪六四〇 番地の先(日本通運(株)甲府支店北 東角交差点)	四	原小笠	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七八〇	町道	中巨摩郡甲西町清水一四九番地 の四先(長沢治郎方南東角交差 点)	一	原小笠	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七七九	町道 形道櫛 増穂線	中巨摩郡甲西町落合七五六番地 の四先(市橋組西側交差点)	一	原小笠	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七七八	町道 形道櫛 線	中巨摩郡形町上今井九九六番 地の先(県営豊団地北側交差点)	四	原小笠	平成一三年九月 二〇日告示第三八号
四、七七七	国道一 三九号 富三九 イ士九 スバ見 イ士見 パ見	富士吉田市上吉田一、七一六番 地の先(市立病院入口交差点)	四	富士 吉田	平成一三年八月 九日告示第三号

四、七九八	町道	北巨摩郡小淵沢町二、一四二番	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九七	町道	北巨摩郡小淵沢町二、一〇四番地先(浅尾秀雄方西側交差点)	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九六	町道	北巨摩郡小淵沢町一、七五四番地の先(花パークファイオーレ小淵沢西側入口交差点)	二	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九五	県道 坂高根	北巨摩郡高根町箕輪三〇七番地の先(清水英明方南西角交差点)	二	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九四	広域 農団地 八ヶ岳 地区幹 線一 号	北巨摩郡高根町東井出二、六五〇番地の先(船形神社前交差点)	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九三	県道 玉八ヶ 岳公園 線	北巨摩郡大泉村西井出八、二四〇番地の四、三二三先(大開上バス停前交差点)	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九二	県道 玉八ヶ 岳公園 線	北巨摩郡大泉村西井出八、二四〇番地の先(八ヶ岳いずみ荘東側交差点)	二	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九一	県道 玉八ヶ 岳公園 線	北巨摩郡大泉村西井出八、二四〇番地の先(飯島武宏方西側)	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七九〇	町道	北巨摩郡長坂町夏秋七八〇番地の先(寛秋公民館南側交差点)	一	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七八九	町道	北巨摩郡長坂町大八田二〇九番地の先(Jマート歩行者用出入口前丁字路交差点)	二	長坂	平成一三年九月 告示第三八号
四、七八八	町道 町道新 大袋	北巨摩郡双葉町竜地五、一〇七番地の先(増坪久方南側交差点)	一	葦崎	平成一三年九月 告示第三八号
四、七八七	町道	北巨摩郡双葉町宇津谷四、五三三番地の先(双葉西保育園東側交差点)	一	葦崎	平成一三年九月 告示第三八号
		丁字路交差点)			告示第三八号

二一、 二七、 五	市道 坂三 号九 線	先郡差先保 の八双点七 茅九葉(権 が一町か現 番九葉一橋 地宇北西 域の巨摩 三八交 ま農摩	二、 一五〇	車両(けん引を除く)	三〇	葦崎	平成一三年九月 告示第三八号
二一、 二六、 五	富士 西農 川道	中巨摩郡玉穂町上 宮地(依田三郎方 野二、四郡五番 中巨摩郡木尾橋 野(栗ノ木橋北 先約一〇〇メ ル十字路交差 までの両側)	二、 五〇〇	車両(けん引を除く)	五〇	原小笠	平成一三年九月 告示第三八号
二一、 二五、 五	県道 府玉 中道 線	中巨摩郡玉穂町成 島一、二八九番 の三先(町道上 島中橋線との丁 路交差点)から 巨摩郡玉穂町黒 七六七番地の先 (田中公則方東 側交差点)まで の両側	一、 八九〇	車両(けん引を除く)	五〇	府南甲	平成一三年八月 告示第三二 号
二一、 二五、 五	県道 府玉 中道 線	中巨摩郡玉穂町成 島一、二八九番 の三先(町道上 島中橋線との丁 路交差点)から 巨摩郡玉穂町黒 七六七番地の先 (田中公則方東 側交差点)まで の両側	一、 八九〇	車両(けん引を除く)	五〇	府南甲	平成一三年八月 告示第三二 号

に改める。
別表第十四中

地先(スーパーエビスヤ東側交
差点)

二〇日
告示第三八号

に改める。

別表第十六中

一〇、二二七	町道	中巨摩郡榑形町十五所一、〇八番地の二先(深沢司朗方北東)	小笠原	平成一三年九月二〇日
一〇、二二六	町道	中巨摩郡榑形町十五所一、〇九番地先(深沢司朗方北東)交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二五	町道	中巨摩郡榑形町十五所一、一六番地の二先(原方北側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二四	町道	中巨摩郡榑形町沢登五〇六番地の二先(佐久間たけの西方側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二三	町道	中巨摩郡榑形町沢登五二二番地の二先(斎藤鶴義方東側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二二	町道	中巨摩郡榑形町上今井一、〇二番地先(功刀住宅北側交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二一	町道	中巨摩郡榑形町吉田八八五番地の三先(功刀住宅北側交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二二〇	町道 線形若草	中巨摩郡榑形町上今井九六番地先(県営豊団地北側交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二一九	町道 線形若草	中巨摩郡榑形町上今井八七〇番地先(県営豊団地北側交差点東側・西進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二〇八	市道上 吉田忍野線	富士吉田市上吉田三、〇〇二番地先(イツツモア城山店北東角交差点北側・南進車両)	富士吉田	平成一三年八月九日 告示第三二二号

一〇、二二八	町道	方交差点南側・北進車両)	小笠原	告示第三八号
一〇、二二九	町道	中巨摩郡榑形町十五所一、〇八番地の二先(深沢司朗方北西方交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三〇	町道	中巨摩郡榑形町十五所九七四番地先(花輪家慰霊塔北西方角交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三一	町道	中巨摩郡榑形町十五所九六四番地先(花輪家慰霊塔北西方角交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三二	町道	中巨摩郡榑形町小笠原一、二二六番地の二先(県営榑形小笠原団地南側・東進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三三	町道	中巨摩郡榑形町曲輪田一、一七二番地先(きたのみや橋北西詰交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三四	町道	中巨摩郡榑形町曲輪田一、一七一番地の三先(きたのみや橋北西詰交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三五	町道	中巨摩郡榑形町曲輪田一、一六九番地の二先(きたのみや橋南西詰交差点北側・南進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三六	町道	中巨摩郡榑形町曲輪田一、一六九番地先(きたのみや橋南西詰交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三七	町道	中巨摩郡榑形町上野一〇〇番地先(新上野橋南方交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三八	町道	中巨摩郡榑形町上野一八七番地先(新上野橋南方交差点東側・西進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二三九	町道	中巨摩郡榑形町上野一二七番地先(諏訪神社北西方交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二四〇	町道	中巨摩郡榑形町上野一五五番地先(諏訪神社北西方交差点東側)	小笠原	平成一三年九月二〇日

一〇、二五七	市道 井一六 号線	地先(神明橋西詰交差点南側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二五八	市道	市道藤井町北下条一、三一四番地先(東京エレクトロニック)崎察研修センター西方丁字路交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二五九	市道 坂三 号線	市道藤井町宮久保七六六番地の先(和食処たか清北側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六〇	市道 坂三 号線	市道藤井町宮久保七九五番地の先(東京エレクトロニック)山梨事業所北側丁字路交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六一	市道 坂七 号線	市道坂町宮久保七〇二番地の先(日本化工機材)山梨事業所東側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六二	町道	北巨摩郡双葉町竜地四、七五一番地の先(ホテルユートピア)西側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六三	町道	北巨摩郡双葉町竜地四、七五〇番地の先(ホテルユートピア)西方茅ヶ岳広域農道との十字路交差点北側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六四	町道	北巨摩郡双葉町竜地四、七五〇番地の先(ホテルユートピア)西方茅ヶ岳広域農道との十字路交差点南側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六五	町道	北巨摩郡双葉町竜地四、九二六番地の先(内外機材東側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六六	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、〇五八番地の先(内藤健一方北西方)字路交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六七	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、〇五九番地の先(内藤健一方西方)丁字路交差点西側・東進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二六八	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、〇二二	二〇日 告示第三八号

一〇、二六九	町道	七番地先(山口義信方東方交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七〇	町道	北巨摩郡双葉町宇津谷一、七九二番地先(農の駅入口交差点北側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七一	町道	北巨摩郡須玉町小倉二〇〇番地先(JA梨北ライスセンター)南側・東進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七二	町道	北巨摩郡須玉町小倉一、一六〇番地先(株桂精機製作所山梨工場東側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七三	町道 九村 道二 号	北巨摩郡明野村三之蔵二〇二番地の先(三之蔵バス停前丁字路交差点西側・東進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七四	町道 三村 道三 号	北巨摩郡明野村三之蔵七二五番地の先(明野村モニユメント)前十字路交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七五	町道 九村 道二 号	北巨摩郡明野村小笠原二、〇六三番地の先(斉藤実方西方)十字路交差点南側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七六	町道 九村 道二 号	北巨摩郡明野村小笠原二、〇六四番地の先(斉藤実方西方)十字路交差点北側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七七	町道	北巨摩郡高根町箕輪三〇七番地の先(清水英明方南西角)交差点南側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七八	町道	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地の先(丘の公園入口)交差点北西方十字路交差点南側・北進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二七九	町道	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地の先(丘の公園入口)交差点北西方十字路交差点北側・南進車両)	二〇日 告示第三八号
一〇、二八〇	町道	北巨摩郡高根町東井出一、三番地先(出羽保方東側)丁字路交差点東側・西進車両)	二〇日 告示第三八号

一〇、二八一	町道	北巨摩郡高根町東井出一三番地先(出羽保方東側広域農道との丁字路交差点西側・東進車西)	長坂	平成一三年九月二〇日告示第三八号
--------	----	--	----	------------------

に改める。

その他

山梨県地方労働委員会訓令第一号

地方労働委員会事務局

山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年九月二十日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山 公夫

山梨県地方労働委員会運営規程の一部を改正する訓令

山梨県地方労働委員会運営規程(平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二条関係)に次のように加える。

七 個別的労使紛争に係るあつせんに関する事務のうち、関係当事者に対する通知及び知事に対する報告に関すること。

附則

この訓令は、平成十三年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番